

入札公告

業務委託に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程(昭和44年4月1日福島県企業局管理規程第8号)第194条第1項の規定により公告する。

令和7年2月21日

福島県企業局いわき事業所長 安藤 淳也

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託番号 第25-60110-0001号
- (2) 業務委託名 いわき事業所給水業務委託
- (3) 業務場所 いわき市泉町字小山地内外
3工水(磐城、勿来及び小名浜工業用水道)
- (4) 業務概要 3工水(磐城、勿来及び小名浜工業用水道)の給水業務、
巡回点検業務及びその他の業務
- (5) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 次に掲げる者を配置できること。

ア 総括責任者

工業用水道事業、水道事業若しくは水道用水供給事業における施設(給水能力25,000m³/日以上のものに限る。以下「水処理施設」という。)の運転管理業務について、平成27年度から令和6年度までの間に水処理施設の設置者から直接委託を受けた者(以下「元請者」という。)の従業者として5年以上の実務経験を有すること。

イ 副総括責任者

水処理施設の運転管理業務について、平成27年度から令和6年度までの間に元請者の従業者として3年以上の実務経験を有すること。

ウ 運転技術員

水処理施設の運転管理業務について、平成27年度から令和6年度までの間に元請者の従業者として1年以上の実務経験を有する、または電気及び機械設備に関する技術上の実務に2年以上の経験を有すること。ただし、福島県企業局いわき事業所長が同等以上と認めた場合は、この限りでないものとする。

エ 総括責任者、副総括責任者及び運転技術員のうち1名以上は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状、又は第3種電気主任技術者免状のいずれかの免状の交付を受けている者（同法附則等の規定により、これの交付を受けているとみなされている者を含む。）であること。

オ 総括責任者及び副総括責任者は、いわき市内に居住すること。

(5) 平成27年度から令和6年度までの間において、元請者として水処理施設の運転管理業務の実績が1年以上あること。この場合において、当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請日から令和7年3月31日までの間において元請者として水処理施設の運転管理業務の契約期間がある場合には、当該契約期間を実績として算定することができる。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認手続
入札説明書による。

4 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

(1) 閲覧期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 閲覧場所

福島県企業局いわき事業所 1階設計図書閲覧室

5 入札の日時及び場所

令和7年3月19日（水）午後3時30分
福島県いわき市泉町字小山310番地
福島県企業局いわき事業所1階会議室

6 入札保証金及び契約保証金
入札説明書による。

7 その他入札及び契約に関する事項

入札説明書、契約の方法及び入札の条件、福島県企業局業務委託に係る一般競争入札実施要領及び福島県企業局業務委託に係る一般競争入札心得による。